

U・J・Iターン就職者家賃補助のお知らせ

小千谷市定住促進事業補助金

小千谷市では地元への定住促進を図るため、55歳以下のU・J・Iターン就職者又はU・J・Iターン新規就農者で住民登録をして、民間の賃貸住宅を借りた方に、月額家賃の3分の1（20,000円を上限）を最大3年間補助します。

【 制度拡充のお知らせ 】

平成23年4月1日より以下のとおり家賃補助制度を拡充いたします。なお、さかのぼることによる適用はいたしません。

	【変更前】		【変更後】
●対象年齢	40歳以下	→	55歳以下
●補助金額	上限額15,000円	→	上限額20,000円

■補助対象者 年齢が55歳以下であり、U・J・Iターンにより、小千谷市内に所在する事業所に勤務（新規就職者を含む）または新規就農し、住民登録をした日から6ヶ月以内に申請される方。

※ただし、公務員や人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所にお勤めの方は除きます。

※小千谷市内に本店があり、市内に住民登録し、市外の支店や営業所に勤務する方は対象となります。

※新規就農者とは、もっぱら農業で生計を維持することを目的に就農された方をさします。

※学生等で市外の学校に通学するために市外に居住しており、卒業後に小千谷市内事業所に就職された方については、住民票の異動がない場合でも実質Uターンとして家賃補助対象といたします。申請の際に、卒業証書の写し等を提出してください。⇒ 詳しくは、お問い合わせください。

■対象住宅 市内における民間の借家、アパート等

※勤務する事業所の社宅や社員寮又は雇用促進住宅等の公共的な住宅は除きます。

■補助金額 支払った家賃の月額（共益費を除く）と、当該借家等に付属する駐車場の使用料との合計金額の3分の1以内の額（20,000円を上限、千円未満切捨て）を補助します。

■交付期間 交付決定の月から36ヶ月を限度とします。（毎年度ごとに申請が必要です。）

■申請方法 補助の対象となる方は、住民登録をした日から6ヶ月以内に申請書を建設課に提出してください。申請書類は建設課にあります。

【添付書類】 ①賃貸借契約書の写し ②履歴書（卒業証明でも可） ③誓約書

※提出された書類を審査し、決定通知書を交付いたします。

■支給方法 交付決定月から半年間を一回として家賃等の支払いを証明する書類（領収書等）を確認後支給します。

お問い合わせ先 / 小千谷市建設課 建築住宅係

TEL：0258-83-3514 FAX：0258-83-2789

e-mail：kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp